

自動車登録申請手続 報酬額表

「軽自動車」 報酬額

※「基本報酬額（行政書士）」は、自動車登録申請の基本的な手続に係る行政書士のサービス料となります。

印紙代、各種税、送料、ナンバープレート代等、また、その他自動車登録に関連する手続（必要資料等の取寄せ等）を別途ご依頼された場合に係る費用につきましては含まれておりません。

詳細につきましては、その都度、お見積りをいたします。（下表以外の登録関係につきましても、ご相談承っております。）

登 録 種 別 等	手続等に係る内容	報 酬 額
名 義 変 更 (売買・譲渡等)	軽自動車の売買や譲渡を行った場合は「名義変更」の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） 5,500（円：税込）
名 義 変 更 (相 続)	軽自動車の所有者が亡くなり、その車を相続することになったら「名義変更」の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） 5,500（円：税込）
名 義 変 更 (ローン完済)	ローン完済後も手続きをしなければ名義は変わりません。ローン完済後に「所有権留保の解除申請」を行い、その後、名義変更の手続きをしなければなりません。	基本報酬額（行政書士） 5,500（円：税込）
住 所 変 更	軽自動車の使用者の住所に変更があった場合は「住所変更」の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） 5,500（円：税込）
氏 名 変 更	使用者が婚姻（結婚）などで苗字（氏名）が変更になった場合は「氏名変更」の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） 5,500（円：税込）
新 規 検 査 (新 車)	今までに車両番号の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用しようとする場合。	基本報酬額（行政書士） 5,500（円：税込）
新 規 検 査 (中古車)	一時、使用することを中止する手続きをした自動車を再度使用する場合。	基本報酬額（行政書士） 5,500（円：税込）
自 動 車 検 査 証 返 納 届 (一時使用中止)	軽自動車の使用を一時中止する場合には「自動車検査証返納届（一時使用中止）」の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
解 体 返 納	軽自動車をスクラップ（解体）にした場合には「解体返納」の手続きが必要です。 申請は、使用済自動車を引き取った事業者（取引業者）から、解体が完了した旨（解体報告）の連絡がなされた後に行います。	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
解 体 届 出	既に自動車検査証返納届（一時使用中止）の手続きを行い、その後、軽自動車をスクラップ（解体）にした場合には「解体届出」の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
ナンバープレート再交付 (同一番号再交付)	ナンバープレートが事故などで「破損」したり、汚れがひどい「汚損」の場合は再発行できます。 (文字や数字が確認できない場合は「番号の変更」になります。)	基本報酬額（行政書士） 7,700（円：税込）
ナンバープレート番号の変更	ナンバープレートが盗難、紛失、文字の欠落、汚れなどで全ての文字・数字が読み取れない場合。	基本報酬額（行政書士） 5,500（円：税込）
車 庫 証 明 (軽自動車)	新車を購入したとき。中古車を購入、譲り受けたとき。保管場所の位置を変更したとき。 車庫証明の届出不要な地域から必要な地域に転居したとき。等に「車庫証明」の手続きが必要です。	基本報酬額（行政書士） ・大分市 6,600（円：税込） ・別府市 7,700（円：税込） ・大分県内の 上記以外の地域 8,800（円：税込） (大分県外については、ご相談ください。)